

研究所とのNet Work

# 所報

## Aichi Labor Institute

もくじ

・第8回日独労働セミナー報告…………… 編集部 p2～

第8回日独労働問題共同セミナー（2004. 3. 24～25、ブレン）への報告

・日本における雇用・失業・健康と貧困

猿田正機 p4～

・新日鉄・安全と健康を守る会結成される 平田哲彦 p15

・大企業トヨタの働かせ方への異議

申し立てに大きな支援を

桜井善行

p16～

・トヨタ・緊急ミーティング資料

編集部

p18

・管内主要経済指標

p19

・研究所便り……………

p20



● 第112号

○ 2004年5月15日

## 第8回日独労働問題セミナーについて報告

第8回日独労働セミナーは、2004年3月24日～25日ドイツ・ブレーメン大学を会場にして開催された。愛知労働問題研究所からの出席者は、団長：猿田正機（中京大学・当研究所所長）長沢孝司（日本福祉大学・当研究所副所長）平松 晃（愛知県労働局・当所会員）宮崎脩一（愛知健康センター事務局長・当所理事）杉山直（名城大職組・当所員）安井軍司（元三菱自工・当所員）鈴木明男（住友軽金属・当会員）の7名と猿田淑子、猿田実和の家族2名が参加した。（順不同）

報告論文は、「所報」111号にて、「日本青年の雇用問題とその政策」 長沢孝司「ダイムラー傘下の三菱自動車」 安井軍司を掲載してきましたが、今号「112号」にて「日本における雇用・失業、健康と貧困」猿田正機 を掲載します。

なお、特別号「113号」にて、「新しい市場経済の下での青年起業家」ヨーハン・トーレン博士（ドイツ・ブレーメン大学、労働経済研究所）の報告論文を掲載します。

セミナーの日程と報告者の概要は、次ページのようだった。

参加者の記念写真が届けられているので、下記に掲載させて頂いた。



**8<sup>th</sup> Japanese-German Seminar, Bremen University, 23-25, March 2004**

**„Employment, Health with focus on young workers“**

**Parkallee 39, Room 1260**

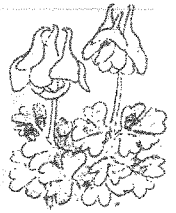
**Agenda**

**Wednesday, 24<sup>th</sup> of March**

- |       |                                                                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9:00  | Welcome for the participants                                                                        |
| 9:15  | <b>Masaki Saruta:</b> Employment, Health and Poverty in Japan                                       |
| 10:00 | <b>Rudolf Hickel:</b> Employment policy in Germany                                                  |
| 10:45 | <i>Coffee Break</i>                                                                                 |
| 11:00 | <b>Shuuichi Miyazaki, Akira Hiramatsu:</b> Health and Safety Problem of Workers in Aichi Prefecture |
| 11:45 | <b>Rainer Mueller:</b> Globalization, Employment and Health in Germany                              |
| 12:30 | <i>Lunch Break</i>                                                                                  |
| 13:30 | <b>Kouji Nagasawa:</b> Young People's Employment Unstabilisation and the Policy for it              |
| 14:15 | <b>Jochen Tholen:</b> Young Entrepreneurs in the New Market Economies                               |
| 15:00 | <i>Coffee Break</i>                                                                                 |
| 15:30 | <b>Heiner Heseler:</b> Structural Change within a Regional Economy – taking the case of Bremen      |
| 16:15 | <b>Naoshi Sagiyaama:</b> Transition of Toyoto Wor System                                            |
| 18:00 | Reception by the Government of the state of Bremen in the Rathaus                                   |
| 19:00 | Official Dinner in the Restaurant Kukuk / Hall of Arts                                              |

**Thursday, 25<sup>th</sup> of March**

- |       |                                                             |
|-------|-------------------------------------------------------------|
| 9:30  | <b>Rainer Dombois:</b> Labour Standards and Minimum Wages   |
| 10:15 | <b>Gunji Yasui:</b> Working Conditions at Mitsubishi Motors |
| 11:00 | <b>Wolfgang Voges:</b> Wealth and Poverty in Germany        |
| 11:45 | <i>Coffee Break</i>                                         |
| 12:00 | Closing discussion/next Seminar in Japan                    |
| 13:00 | End of the Seminar                                          |
- In the afternoon (or on Tuesday, the 23<sup>rd</sup> of March) excursion to the Container Terminal



## 日本における雇用・失業、健康と貧困

猿田 正機

はじめに

昨年(2003)の10月から今年の4月にかけて雑誌『経済』の紙上で、6回にわたり「日本の勤労者—その労働と生活」の「連続シンポジウム」が行われた。このシンポジウムには、学者、医師、弁護士、労働組合幹部など総数17人が参加した。私も、このシンポジウムの中心の一人として参加を要請された。今回は、ここでの最新の情報にもとづき「日本における雇用・失業、健康と貧困」をテーマに報告したい。

日本における雇用・失業問題の深刻化と健康状態の悪化さらには賃金・生活破壊が平行して進んでいるというのが参加者の共通の認識である。

### (1) 深刻化する雇用・失業問題

1990年代初頭から今日までの10年間で日本の雇用状態はどう変化したか。図表1をみると、1992年から97年までの前半の5年間と、97年から2002年までの後半の5年間では大きな違いがあることが一目瞭然である。前半は、バブル崩壊直後の不況にもかかわらず、雇用労働者は254万人増加している。この増加分の8割は非正規雇用が占めている。

後半の5年間には、まず正規雇用が約400万人も減少している。これと対照的に非正規雇用は368万人増加し、雇用労働者全体では30万人余り減少している。まさしく正規雇用から非正規雇用へのすさまじい規模での代替が起こったのである。とくに女性について言えば、2002年には非正規雇用が正規雇用を130万人も上回って53%を占めるまでになった。今や女性労働者の多数派は非正規雇用である。こうした変化は量的な変化には止まらない質的変化があるのではないか。

また、90年代後半から今日にかけては雇用だけでなく、自営業や家族従業者を含む就労機会全体が縮小した。この時期は、自民党政府によって「規制緩和」が叫ばれ、つづいて「構造改革」が宣伝されるようになった時期である。

図表2で、非正規雇用の内部構成についてみると、最大多数を占めているのがパートタイマーであることには変わりはないが、その割合は低下している。伸び率で最も大きいのが派遣労働者で、5年間で2.8倍に増加し、72万人になった。うち女性が51万人で、女性の比率が大きいことも特徴である。非正規雇用に占める「契約社員・嘱託・その他」の比率が大きく増加している。このなかには「業務請負」の労働者がかなり含まれていると考えられる。パートタイマーやアルバイト、それに派遣社員や業務請負で働く若者が急増している。こうした若者は「フリーター」とひとくくりに呼

図表1 正規雇用・非正規雇用別に見た労働者数

①男女計 (単位 千人、%)

|       | 雇用労働者  |       | 正規雇用   |      | 非正規雇用  |      |
|-------|--------|-------|--------|------|--------|------|
| 1992年 | 48,605 | 100.0 | 38,062 | 78.3 | 10,543 | 21.7 |
| 1997年 | 51,147 | 100.0 | 38,542 | 75.4 | 12,605 | 24.6 |
| 2002年 | 50,838 | 100.0 | 34,557 | 68.0 | 16,281 | 32.0 |

②男子

| 男子    | 雇用労働者  |       | 正規雇用   |      | 非正規雇用 |      |
|-------|--------|-------|--------|------|-------|------|
| 1992年 | 28,971 | 100.0 | 26,100 | 90.1 | 2,871 | 9.9  |
| 1997年 | 30,157 | 100.0 | 26,787 | 88.8 | 3,370 | 11.2 |
| 2002年 | 29,245 | 100.0 | 24,412 | 83.5 | 4,833 | 16.5 |

③女子

| 女子    | 雇用労働者  |       | 正規雇用   |      | 非正規雇用  |      |
|-------|--------|-------|--------|------|--------|------|
| 1992年 | 19,634 | 100.0 | 11,962 | 60.9 | 7,672  | 39.1 |
| 1997年 | 20,990 | 100.0 | 11,755 | 56.0 | 9,235  | 44.0 |
| 2002年 | 21,593 | 100.0 | 10,145 | 47.0 | 11,448 | 53.0 |

(出所) 総務省「就業構造基本調査」各年版。

(注)史岡朋道(『経済』2004年2月号)による。

図表2 非正規雇用の構成

|             | 1997年    | 2002年    | 伸び率  |
|-------------|----------|----------|------|
| パート         | 6,998千人  | 7,824千人  | 1.1倍 |
| アルバイト       | 3,344    | 4,237    | 1.3  |
| 派遣労働者       | 257      | 720      | 2.8  |
| 契約社員・嘱託・その他 | 1,991    | 3,424    | 1.7  |
| 非正規雇用 合計    | 12,605千人 | 16,281千人 | 1.3  |

(出所) 総務省「就業構造基本調査」(1997年、2002年)。

(注)史岡朋道(『経済』2004年2月号)による。

ばれている。また、近年、事実上は雇用関係にある労働者を企業が「個人業主」に切り換える動きがすすんでいる。これも最近の日本の不安定就業の今日的形態として注意を払う必要がある。

1990年代後半以降、企業が正規雇用を削減して非正規雇用を積極的に導入するようになった理由は、日本労働研究機構の調査によると、人件費の切り下げと雇用調整をしやすくするための「雇用の弾力化」の追求である。このように不安定就労拡大の背景には、日本経団連が主張する「新日本的経営」の推進による雇用の多様化戦略とそれをサポートする小泉内閣の「構造改革」政策、とりわけ「労働市場の構造改革」がある。2003年6月に成立した労働者派遣法の改訂による派遣労働の拡大や労働基準法の改訂による有期雇用の拡大は、まさに非正規雇用への誘導を推進するためのものといえる。

失業率は5%前後で推移しているが、失業期間の長期化が顕著である。失業対策としての失業者の所得保障については、最近制度の改悪、給付の切り下げが行われ、倒産・解雇の場合には最高270日分、その他の場合には、最高で120日分しか支給されない。また、政府は「雇用はあくまで民間活力で」という方針のため、公的雇用創出はきわめて軽視されている。1999年に「緊急地域雇用対策特別交付金」制度ができるが、有効に機能しているとはいえない。

2003年3月現在で、ホームレスの数は25,295人である。日本の場合、ホームレスのほとんどは実際に家がなく、屋根のないところで生活しているが、人に物乞いをして生活している、いわゆる浮浪者ではない。ほとんどのホームレスは仕事をしている

人たちだ。大阪の調査では約 80%、名古屋の調査でも 71%、そして川崎市の調査で 74% の人たちが、野宿をしながら仕事をしているという結果が出ている。主な仕事は、日雇いと缶拾いである。ただし、毎日仕事があるわけではなく、人によっては月に 2～3 日就労、あるいは週に 3 日くらい就労するとか非常に幅がある。

ある研究者は次のように言っている。「ホームレスになっている人は、基本的に中高年の日雇労働者である。・・・この日雇労働者が現代日本の中では最下層を構成するようになった」。

バブル経済の時期にはアパートや寮に住んでいた日雇労働者の人たちが、90 年代のバブル崩壊後の不況の中で、中高年から順次、仕事と住まいを失って、ホームレスとなるものが増加した。バブル期と不況になってからとを比べて、仕事の種類や住まいの種類が変化したのかどうかをみると、これはほとんど変わっていない。仕事と住まいを失って、突然にホームレスになってしまったということである。

結果から見ると、バブル期の「高い」収入と「安定的」に見えた生活は、実は一時的なものでしかなかった。すべてが喪失し、不況が無一物の貧困常態を露わにした。言い換えると、日本の社会というのは、不況になれば無一物になってしまうような日雇労働という雇用形態を容認している社会である、といわなければならない。

この日雇労働というのは、好景気の時に少々賃金が上がったとしても、日々の収入は日々の支出に向けられてしまって、貯蓄していくことが難しい雇用形態である。仮に、一日の賃金が日雇いとしては高い部類の 1.5 万円だったとしても、月 20 日働いて月収は 30 万円である。年収にすると 360 万円となり、決して高いとはいえない金額である上に、社会保険はないに等しい。日雇労働者は、失業保険、年金、健康保険などの支えがない場合が多いので、就労機会の減少とともに、住まい(アパートなど)を失うことになる。就労日数がさらに減少すれば、日々の食べ物にも事欠く状態に落ち込むことになる。このように、バブル期から不況期にホームレスになる過程は、リストラ→ホームレスというよりは「連続的」である場合が多い。緊急のホームレス対策としては、なによりも就労機会の確保と最低の衣食住の確保が求められている。

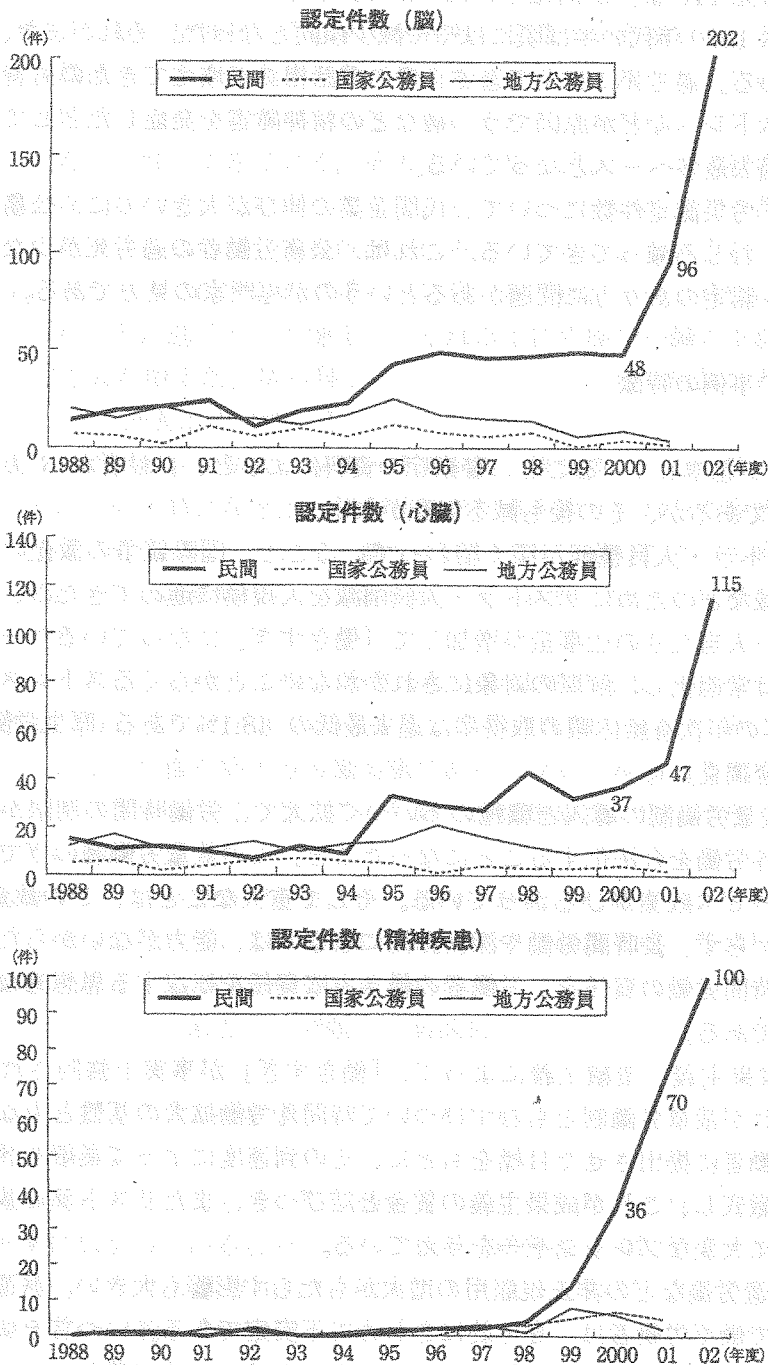
## (2) 過労死・過労自殺、ストレス・うつ病

### ①過労死・過労自殺の実態

厚生労働省の発表によると、図表 3 によると、労災の認定基準が改善されたこともあって、2001 年度、2002 年度と労災認定数は大幅に増えている。2002 年度は、脳と心臓の疾患による労災認定が 317 件、自殺を含む精神疾患が 100 件に達した。ちなみに 2001 年度は、脳・心臓疾患の労災認定が 143 件、精神疾患による労災認定が 70 件であった。

図表 3 に示された労災認定件数の数字には、二つの意味がある。第 1 は労災補償という面での前進を示している。これは何十年にわたるたたかいの重要な成果といえる。

図表 3



(注)川人博(『経済』2003年11月号)による。

第2は、引き続き労災被害が深刻なことの反映だということである。

「過労死 110 番」が開始されたのが 1988 年であるが、当時たくさんあった電話相談件数も 1990 年代の半ば頃にはやや減少傾向となった。それがまた、1998 年頃から増え始める。過労死に加えて過労自殺の電話相談が増えてきたのも特徴的である。仕事上のストレスなどが原因でうつ病などの精神障害を発症したとして労災請求をした件数が過去最多ペースとなっている。

なお、労災認定件数について、民間企業の伸びが大きいのに、公務員のほうは変動がない、むしろ減ってきている。これは、公務労働者の過労死が少ないということではなく、認定のあり方に問題があるというのが専門家の見方である。

## ②最近の事例の特徴

1 自殺が急増していること。警察庁の資料によると、自殺者が 3 万人を超えるのが 1998 年であるが、その後も減る気配がない。

2 リストラ・人員整理が深く関わっていること。国際競争の激化の下で、企業はコスト削減などのためにリストラ・人員削減を大規模に進めてきたが、その結果、残った者の一人当たりの仕事量が増加して「働きすぎ」になっているケースが多い。長時間労働は常態化し、解雇の対象にされかねないことからくるストレスも非常に大きい。2003 年の年次有給休暇の取得率は過去最低の 48.1%である(厚生労働省「03 年就労条件総合調査」)。

3 裁量労働制の導入と職種のあいつぐ拡大で、労働時間の制限がなくなり、極端な時間外労働を合法化することになったこと。この裁量労働制の下で、残業代のつかないサービス残業がひろがっている。そして重大なことは、この裁量労働制が、「仕事が終わらず、長時間労働や深夜労働になるのは、能力がないからだ」として、経営者が長時間労働の責任を、労働者の働き方に責任を転嫁する思想的な基盤になっていることである。

4 成果主義、業績主義によって、「働きすぎ」が事実上強制されていることである。これが裁量労働制ともむすびついて時間外労働拡大の基盤ともなっている。経営者は労働者に提出させた目標をもとに、その到達度によって業績を評価する「目標管理」を徹底し、これが成果主義の賃金と結びつき、またリストラの基準ともなるので、労働者に大変なプレッシャーを与えている。

5 派遣労働などの非正規雇用の増大がもたらす影響も大きい。派遣労働や業務請負業などで働く労働者は、身分的にきわめて不安定である。いつ首を切られるか分からない。首を切られると再雇用先を見つけることはきわめて難しいから、劣悪な労働条件下でも、どうしても無理をして働くことになる。

以上のような、大企業による大幅なリストラ・人員整理と裁量労働制、成果主義などの新たな労働者管理の手法の徹底によって、労働者はかつてなく過重な労働負担や精神的負担を受けている。政府による相次ぐ労働法制の改悪によってそれが助長され

ている。

次に勤労者の「心の負担」「心の病」について述べたい。1980年代後半のバブル期に、いわゆるストレス症で精神科に受診する会社員、企業人が激増した。それはうつ状態、自律神経失調症、出勤拒否、蒸発などさまざまに表現された。この時期は、すでに過労死が大問題となっていた頃でもある。ところがバブルがはじけて以降、この手の受診者は、だんだん減ってきている。その主たる理由は、ストレス程度の訴えでは病院に来れなくなっているということである。ちょっとした心身の不調で職場を休むとリストラにあう、あるいは、人員削減で休みようがない、ということである。したがって外来に来たときにはきわめて重症、自殺一歩手前、という状態になっている。酒、ギャンブルなどに逃げる人も増えた。それ以上に胃腸や心臓の不調を訴え内科や外科へ受診する人が増えた。精神科よりも、「まだ、こっちの病気の方が休み易いからであろう。」と専門医は述べている。

また、最近目につくのは自営業者や家内・零細企業の経営者の「心の病」である。孫請け、さらにその下の下請けなどは、損を承知で仕事を取り、自分や家族社員分の給料はなしで、預金で食いつないでいる。酒やギャンブルに陥ったり、夫婦喧嘩も絶えない。「自己破産」や一家離散さらには妻も娘もうつ状態になって自殺を図るなどという例も珍しくない。

もう1つ目につくのは、完全な実績主義型の最近の職種である。コンビニ、ファーストフード、酒屋、レンタルビデオ店の店長などがその典型である。「寝ている暇もない」というくらいで、想像を絶する労働実態である。ライバル同士の出世争いを煽られ、まだ若いのにゲソツとしている。この分野で、健康破壊、燃え尽き、ドロップアウトが起こっている。

精神医療の分野でも、社会復帰できる人が、政府の発表でも8～10万人もいるのに、長期入院したままになっている。政府は、地域ケアに総論賛成、各論反対で、相変わらず精神障害者対策として閉鎖収容施設に固執しているといわざるを得ない。また、この分野での「子ども・若者」の問題も一層深刻化している。

### (3) 今日の勤労者・労働者の状態

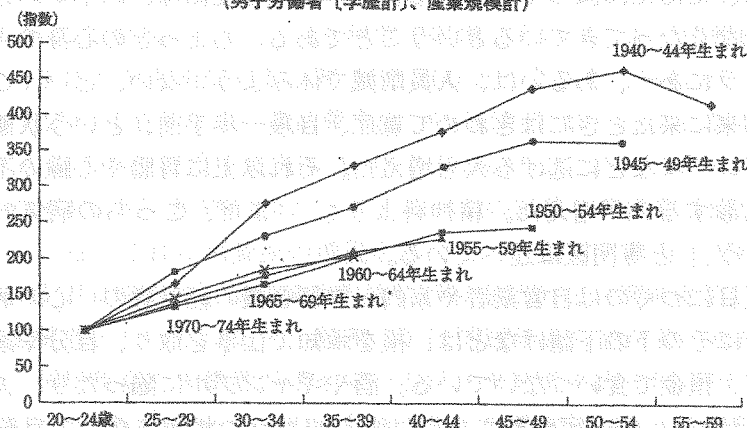
全体の報告に共通していたことは、現代勤労者の生活の困難さと将来不安、そして不安定雇用が非常に広がっているということである。総務省の02年「就業構造基本調査」(03年7月)では、非正規雇用は約1628万人となっており、日本の労働者階級のなかの3分の1に近い数が非正規雇用になっている。とくに、若い層の人たちが非正規雇用に入っていくケースが目立つ。

次に賃金分布であるが、国税庁の資料によると、男性労働者の場合には、年収600万～800万円層＝「中間所得層」は、99年から02年の4年間に24万人減って474万人。1000万～1500万円層＝相対的高賃金層も約24万人減って155万人。その反面、200万～300万円層は約40万人増(308万人)、300万～400万円層は約21万

人増の 511 万人となっている。結論的に言えば、年収 300 万円以下層が 4 年間に 15.5%から 17.8%に増えているということである。男女計でみると、日本の賃金労働者の 34.9%年収 300 万円以下である。年収 200 万円以下 19.1%いる。

「賃金構造基本調査」で年齢別の賃金カーブを比較したのが図表 4 である。

図表 4 実質賃金の伸び（コーホート別）  
（男子労働者〔学歴計〕、産業規模計）



（注）20～24歳のきまって支給する現金給与額と年間賞与を100とした場合の各年齢層の実質賃金である。  
（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（各年版）、総務省「消費者物価指数」。

→この賃金資料の読み方。現在60歳台、および50歳台の人たちが踏んできた賃金の軌跡（図中の上2本の賃金カーブ）を40歳台以下の人たちは踏めなくなっている（下の賃金曲線）。かつ、一番下の曲線のその下には、パート・臨時等の非正規雇用の人たちの水平に近い賃金ラインがある。

（注）小越洋之助（『経済』2004年3月）による。

1940～44年生まれの層や次の1945～49年生まれの層は、賃金は比較的順調に右肩上がりに上昇してきたことが分かる。しかし、問題はその後に出生した世代で、1950～54年生まれ以下の層は、今までのような右肩上がりの賃金カーブにならず、長期停滞している。しかも、いちばん下のコーホートの曲線のさらにその下に、パート、臨時等の非正規雇用の人たちの水平に近い賃金ラインがある。

図表 5 に示したように、2003 年版の『賃金センサス』によれば、2002 年の所定内賃金を所定内の実労働時間で割って時間給に換算すると、一般の働く女性の賃金は男性の 68%、女性パートでは 44% である。ボーナス等を加えて時間給を計算すると、同じく女性一般で 66%、女性パートで 36% とさらに格差は拡大する。年収でみた場合には、男性とは違って、女性は著しく低い年収 300 万円以下の層に偏っている。2002 年について国税庁が行った一年間継続勤務した給与所得者に関する調査によれば、年収 300 万円以下の男性は 18% 程度にすぎないが、

図表 5 時間給でみた男女間賃金格差

|             | 1985年 |               |              | 2002年 |               |              |
|-------------|-------|---------------|--------------|-------|---------------|--------------|
|             | 正規雇用  |               | パート<br>女性    | 正規雇用  |               | パート<br>女性    |
|             | 男性    | 女性            |              | 男性    | 女性            |              |
| 所定内時間給      | 100   | 60.0<br>100.0 | 44.3<br>73.0 | 100   | 67.8<br>100.0 | 44.0<br>64.9 |
| ボーナスを含めた時間給 | 100   | 57.5<br>100.0 | 36.1<br>62.9 | 100   | 65.6<br>100.0 | 35.7<br>54.5 |

（注）清山玲（『経済』2004年3月）による。

女性は64%と、約3分の2となる。男性の2人に1人弱が年収500万円を超えているが、女性の場合には10人に1人にすぎない。男女間賃金格差は縮小するどころか、拡大する傾向すらみられる。男女間賃金格差が縮小しない新しい要因としては、男性に比べて女性の多くが、賃金水準の低い非正規雇用の職に就くようになっていることがある。

失業と不安定雇用労働者の増大が、労働者全体の賃金など労働条件と権利を引き下げる重石となっている。政府調査によると、98年から02年までの4年間で、図表6のように労働者一人当たりの人件費が66万円減少し、年間賃金が51万円も減り、図表7のように勤労世帯の実収入が約70万円も少なくなっている。図表8によると、資本金10億円以上の大企業は、この4年間で361社増えているが、従業員は40万人も減り、人件費は2.9兆円も減少している。一方で、営業利益を6.4兆円増やし、内部留保を28.2兆円も増やして187.1兆円となっている。大企業は、一方で人員や人件費を削減し、他方でも莫大な利益を蓄積している。

パートなど非正規労働者の賃金は生活補助的であるということで、その水準は最低賃金が基準となってきた。女性パートの2002年平均時給は891円で、正規労働者の40%、女性正規労働者の67%ときわめて差別的な低賃金である。パートやアルバイトの最低時給は、ほぼ最低賃金である。1999年の政府調査によると、長時間パート・アルバイトの年収は180万円前後、派遣・契約社員の年収は250万円前後である。単身者の生活保護基準程度でやっと生活できる賃金水準で、自立した生活は困難である。

(注) 図表6 図表7 図表8 図表9

大木寿(『経済』2004年2月)による。

図表6 労働費用と年間賃金の推移 (単位 万円)

|         | 1998年 | 2002年 | 98/02対比 |     |
|---------|-------|-------|---------|-----|
| 人件費     | 602.4 | 536.0 | ▲66.4   | 89% |
| 年間賃金    | 491.4 | 440.9 | ▲50.5   | 90% |
| ①5000人～ | 819.1 | 716.9 | ▲102.2  | 88% |
| 年間賃金    | 643.1 | 561.4 | ▲81.7   | 87% |
| ②30～99人 | 468.7 | 426.4 | ▲42.3   | 91% |
| 年間賃金    | 396.5 | 361.3 | ▲35.2   | 91% |
| ②と①の格差  | 57.2% | 59.5% | +2.3%   |     |
| 年間賃金    | 61.7% | 64.3% | +2.6%   |     |

(注) 労働費用(賃金、退職金、福利費、現物給与、教育費、募集費他)

(出所) 労働省「賃金労働時間制度等総合調査」及び厚生労働省「就労条件総合調査」より。

図表7 勤労者世帯の家計の推移 (単位 万円)

|       | 1998年 | 2002年 | 98/02対比 |     |
|-------|-------|-------|---------|-----|
| 実収入   | 706.8 | 637.2 | ▲69.6   | 90% |
| 可処分所得 | 595.2 | 535.2 | ▲60.0   | 90% |
| 消費支出  | 424.8 | 394.8 | ▲30.0   | 93% |

(出所) 総務省「家計調査」(単身世帯除く)。

図表8 大企業の4年間の推移

|           | 1998年度 | 2002年度 | 増減    |
|-----------|--------|--------|-------|
| 法人数       | 5,310  | 5,671  | +361  |
| 従業員数(万人)  | 725.0  | 685.1  | ▲40.1 |
| 付加価値額(兆円) | 82.4   | 83.7   | +1.3  |
| 人件費(兆円)   | 53.1   | 50.2   | ▲2.9  |
| 支払利息(兆円)  | 6.5    | 4.3    | ▲2.2  |
| 営業損益(兆円)  | 9.3    | 15.7   | +6.4  |
| 内部留保額(兆円) | 158.9  | 187.1  | +28.2 |

(出所) 財務省「平成14年度法人企業統計年報」  
大企業(資本金10億円以上)。

図表9 2003年度各種賃金の比較 (単位 万円)

|      | 生活保護 | 最低賃金 | パート賃金 | 高卒初任給     |
|------|------|------|-------|-----------|
| 東京都  | 17.9 | 12.5 | 18.3  | 16.6/16.3 |
| 埼玉県  | 17.1 | 11.9 | 15.7  | 16.2/15.1 |
| 千葉県  | 16.4 | 11.9 | 15.8  | 16.1/15.3 |
| 神奈川県 | 17.9 | 12.4 | 16.4  | 16.5/15.9 |

(注) 2001年のパート、高卒初任給(左欄:男、右欄:女)

\*生活保護基準(18歳単身、社保・税金込み=生保×1.26)

東京23区、さいたま市、千葉県、横浜

\*最低賃金、パートの月額換算(8時間×22日)

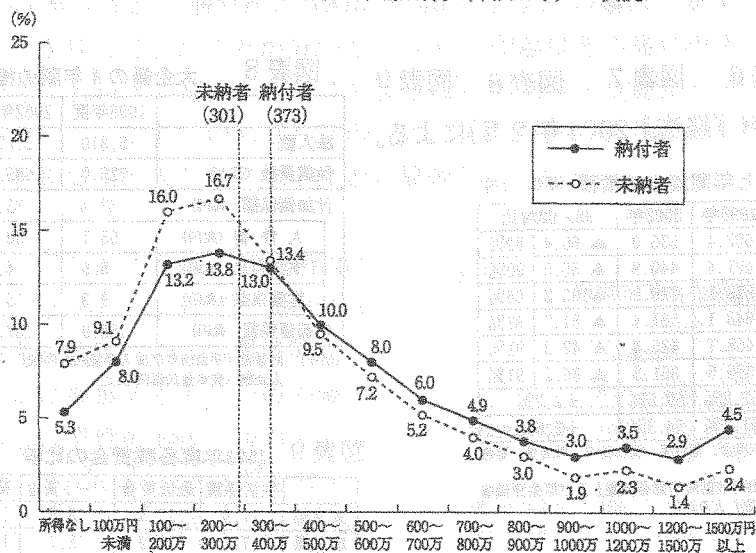
(出所) 厚生労働省及び各自治体の資料。

全国の主な都市の生活保護基準と最低賃金、パート賃金、高卒初任給を比べると、図表9のごとくパートも高卒初任給も生活保護基準を下回っている。最大の問題は、最低賃金が生活保護基準より月5万円も低いことである。最低賃金の全国平均は時給664円であるが、正規労働者の平均賃金の3割にしかない。

「勤労者負担率」が1980年代に劇的に上昇した。勤労者負担率とは、「実収入に占める非消費支出(直接税と社会保険料)の割合」のことで、1975年段階は8.7%だったのが、85年には16%になった。10年間で倍増したわけだが、中曽根「臨調行革」期の変化の大きさが特徴的である。75年を100とした指数でみると、2001年にかけて、実収入は230に増えたが、非消費支出(税+保険料)はそれ以上の427に増えている。90年代をみても、直接税負担は93年の9.2%から7.2%へ下がったが、社会保険料が93年の6.9%から8.5%に上がっている。この結果、非消費支出が増えてしまう状況となっている。これに消費税の増税を加えると、勤労者負担は大幅に増えている。

2003年6月1日時点で、国民健康保険料(税)を払えない滞納世帯が約455万世帯となり、過去最悪となった。また、図表10は国民年金の納付者・未納者のグラフである。最近、国民年金の未納者が増えているが、未納者の約33%が年収200万円未満層、そして約5割(49.7%)が300万円未満層である。国民年金を納付できない低賃金層・低所得層が増えている。

図表10 納付者・未納者の世帯所得(平成13年)の状況



(注) ( ) 内は中央値である。

(出所)『平成14年国民年金被保険者実態調査結果の概要』(速報) 社会保険庁、平成15年7月。

(注)小越洋之助(『経済』2004年3月)による。

おわりに

最近、春闘自体がどんどん後退している。かつてはベースアップという賃金の上げ幅が波及効果をもっていた時代もあったが、それも今はない。そうして、人事院も賃金下げを勧告するなど、従来相対的に安定した賃金を得てきた大企業や公務員層に賃下げ圧力が加えられている。それ以下の低賃金層は完全無防備といってよい状況になっている。

労働運動の側も、連合も全労連も、労働者・国民の雇用・生活をどのようにして守るかを真剣に模索しつつある。そのなかで、社会的な最低水準を根底で支える全国一律最低賃金制や同一価値労働同一賃金制の確立が大きな課題となりつつある。しかし、雇用保障や失業手当、年金などの社会保障や福祉もまだまだドイツやスウェーデンにははるかに及ばず、日本の労働運動の弱体化のもとで、それらの改善も遅々として進まないどころか悪化し続けているのが最近の実情である。

## 国民生活悪化の状況

|            | 最近の状況                   | 過去の状況               |
|------------|-------------------------|---------------------|
| 国内総生産(名目)  | 499 兆円(2002 年)          | 451 兆円(1990 年)      |
| 完全失業者数     | 3,680,000 人(2003 年 1 月) | 1,340,000 人(1990 年) |
| 完全失業率      | 5.5%(2003 年 1 月)        | 2.1%(1990 年)        |
| 企業倒産件数     | 16,255 件(2003 年)        | 6468 件(1990 年)      |
| 同負債総額      | 11 兆 5819 億 4100 万円     | 1 兆 9959 億 5500 万円  |
| 勤労者世帯実収入   | 538,277 円(2002 年)       | 595,214 円(1997 年)   |
| 勤労者世帯消費支出  | 330,651 円(2002 年)       | 357,636 円(1997 年)   |
| 生活保護率      | 9.7%(2002.9)            | 7.1%(1993)          |
| 同被保護人員     | 1,235,000 人             | 883,000 人           |
| 自己破産申し立て件数 | 251,011 件(2003 年)       | 42,000 件(1994 年)    |
| 国民年金保険料納付率 | 62.8%(2002 年)           | 85.2%(1990 年)       |
| 自殺者数       | 31,042 人(2001 年)        | 21,346 人(1990 年)    |
| 親自殺の遺児     | 10 万人(2000 年 4 月)       |                     |
| 刑法犯認知件数    | 2,735,612 件(2001 年)     | 1,899,564(1997 年)   |
| 同犯人検挙率     | 19.8%                   | 40.0%               |
| 小中校不登校児童数  | 134,282 人(2000 年度)      | 66,817 人(1991 年度)   |
| 同不登校率      | 1.17%                   | 0.47%               |
| 高校中退者数     | 111,372 人(1998 年度)      | 98,179 人(1995 年度)   |
| 合計特殊出生率    | 1.32(2002 年)            | 1.54(1990 年)        |
| 老年人口比率     | 18.08%(2000 年)          | 13.41%(1990 年)      |

## 悩みや不安の内容

|                   | 1991 年 | 1995 年 | 1999 年 | 2003 年 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|
| 老後の生活設計           | 40.5   | 37.1   | 47.6   | 50.0   |
| 自分の健康             | 45.9   | 41.3   | 44.1   | 46.3   |
| 今後の収入や資産の見通し      | 39.8   | 23.8   | 35.3   | 41.7   |
| 家族の健康             | 19.9   | 36.1   | 40.3   | 38.4   |
| 現在の収入や資産          | 12.6   | 19.0   | 27.2   | 28.6   |
| 家族の生活(進学・就職・結婚など) | 24.6   | 23.2   | 25.6   | 24.6   |
| 勤務先での仕事や人間関係      | 9.7    | 10.6   | 12.8   | 13.9   |

以上

(さるた・まさき／中京大学教授・当研究所所長)

## 愛知労働問題研究所・労働者の権利部会 定例研究会の案内

これからの研究会のテーマは、

「労働法の基本をトコトンまなび活用できる力を」  
としました。しばらくつづける予定。

PAT・I (第39回) 5月29日(土)午後1時半から は、

### 不当労働行為と労働委員会・労働裁判 ——労働組合法とその改正案をあわせて考える

をとりあげることになりました。当日のはこび方は、主催者側から、テーマに即した報告をおこなったうえで、参加者から、経験や疑問などをだしあう自由な討論をおこないます。愛知大学の宮崎先生や、中谷弁護士などから、ぜひご助言をいただく予定です。

参加自由 : 参加費 500円

場 所 : 労働会館本館2階会議室 小会議室

PAT・II (第40回) 7月31日(土)午後1時半から は、

### 8時間労働制と労働時間の弾力化 (予定) ——長時間労働・サービス残業・労働者の健康を考える

◇ 参加されたみなさんの意見を聞いて、変更する場合があります。



## 新日鉄・安全と健康を守る会結成される

平田 哲彦

2004年4月17日 東海市勤労会館で結成総会が開かれました。地域の労働者や家族18人が参加しました。総会は、9項目の申し合わせをつくって結成されました。

第1項に、4月17日勝利和解報告会をもってこの会を結成する、と記したように痛恨の事故が教訓になっています。昨年多発した災害のひとつで、2003年7月18日厚板工場で起きた死亡災害でした。亡くなった羽田優さんは、新日鉄の下請け会社、上組に入社してわずか4ヶ月でした。

優さんは、一片が2メートルの四角いスラブ（鋼片）の表面の傷を削り取る作業に従事していました。そのスラブ切削機に挟まれた事故でした。

昨年12月優さんの母親が、弁護士と相談し損害賠償と安全対策を求めて、上組と新日鉄を相手に交渉をはじめました。2004年3月上組と新日鉄は、労災死について深く陳謝する、損害賠償金を支払う、労災を発生させないために安全装置の設置、安全教育、監視活動の強化などの措置をとる、などを示し遺族と和解しました。

弁護士の竹内平さんは、①高い水準の解決を勝ち取ったこと、上組だけでなく元請けの新日鉄と和解したこと。②優さんに陳謝したこと、これは大切な点だったこと。

③安全対策について約束させたこと。

こんな素晴らしい解決は見たことがない。訴訟でも勝ち取れない内容だ。しかも半年で解決したのは、おかしいと立ち上がった、納得できないと立ち上がった遺族の決意が、勝利を決めたと称えました。しかし、解決に至るまでにはいろんな取り組みがありました。同じ厚板工場で働いた、日本共産党新日鉄委員会の遺族への励まし、一年余で9人も死亡した安全対策を求めるねばり強い宣伝と運動、弁護士による死亡現場の証拠保全の取り組み、などがありました。

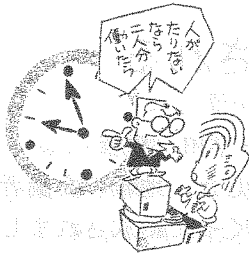
優さんのお母さんは、「もうこんなことが2度と起きないようにしてください」と挨拶されました。「ちょうど昨年の今頃は、採用が決まり何回も通勤時間を確かめていたのを思い出します」「しかし、優はもう帰ってきません。二度とこんなことが起きないようにしてください。それが私たちにできるただひとつの願いです」

勇気ある遺族の訴えが、鉄の重い扉をこじ開けたのです。

結成総会は、新日鉄における安全問題と健康問題を取り上げ、その解決のために必要な活動を行うことなどを、申し合わせました。出席した愛知製鋼の労働者から、職場で事故があっても、救急車を呼ばず、私用車で自宅によって、健康保険証をもって病院へ行かせる。2004年4月にも2件の災害が発生している。など相次いで告発がありました。

同じ新日鉄八幡でも、亡くなった遺族が運動に励まされているなど、新しい広がりを見せています。

（ひらた・てつひこ／新日鉄安全と健康を守る会・当所会員）



## 大企業トヨタの働かせ方への 異議申し立てに大きな支援を

桜井善行

### トヨタ自動車内野健一さんの労災認定を支援する会結成！

世界のトヨタ自動車の堤工場でその事件は起きました。2002年2月9日、堤工場の品質保証部の部署の班長として仕事をしていた内野健一さんは、作業終了直前突然倒れました。用意した会社の救急車でトヨタ記念病院に心臓が停止されたまま、処置もすることなく運ばれましたが、そのまま息を引き取りました。死亡原因は、「肺水腫」で、医師の説明では「ほかに原因がみつからない」ということでこれが死因となったそうです。

当然にも遺族はこの死因に納得がいくものではありませんでした。「このままでは主人は報われない」という思いで、常日頃から夫の長時間労働の現実を見てきた奥さんの博子さんは、これは「過労死」だと確信し、亡くなった健一さんの行動記録をまとめるために、様々な資料を集めを始めました。

博子さんは人づてに全国の健康センターの存在を知り、この出来事の詳細をメールで知らせ、私たちのもとに愛知健康センターを通じてこの事件のことが伝わってきたのは、それからしばらくしてのことでした。そしてトヨタ自動車革新懇談会の人たちが中心となって、奥さんとともに豊田労働基準監督署に何回となく要請行動・交渉をおこなってきました。

こうした過程で、いろいろなことが明らかになってきました。亡くなる直前の健一さんの時間外労働は、過労死認定の最低基準をはるかに超える1ヶ月につき114時間にもなるものでした。これは当初は会社の人事部も認めていましたが、事件から1年が経過した2003年3月には、会社の人事部から「内野健一さんの労働時間」という書類が内野さんと労基署あてにおくられました。そこのは、会社が認めたものの以外は時間外労働とはみとめられないという趣旨のものでした。さらに、労基署の担当調査官の異動もあり、審査は振り出しから始まりました。

そして5回目の労基署交渉を終えて、4ヶ月ぐらいて労災不認定の通知がありました。予想されたこととはいえ、関係者は大変ショックを受けました。

こうしたことを受けて、健康センターと法律事務所の弁護士が中心となって、弁護団の結成となりました。その後、弁護士・健康センター、トヨタ労働者、内野さんの奥さんとともに複数の会合を開き、愛知県労働基準局への審査請求をする意志固めをおこないました。

2004年2月20日、愛知県労働基準監督局に、内野博子さん、弁護士、愛知健康センター、トヨタ労働者とともに、審査請求理由書を保険審査官に提出しました。

そして、4月11日には、豊田産業文化センターにおいて、「内野さん労災認定を支援する会」を60名の参加の下で結成し現在に至っています。

## この運動の意義と支援する会のこれから

今回の内野さんの過労死の事件は起こるべきして起きた出来事です。それをめぐる会社の対応は、1兆円利益を生み出したグローバル企業トヨタの体質を示して余りあります。カンバン方式の代表されるトヨタシステムは、利益を追求していくことが第一の課題とするが故に、「人間性」とは対極の位置にあります。

すでに私たちはトヨタシンポジウムやトヨタ総行動などを通して、この企業が「人にやさしい」とは、とんでもないことであることが明らかにしてきました。それはこの企業に支えられた西三河の地域風土がおそろしく貧弱な「文化」や従業員のいのちすら守ることができないことから明らかです。

しかも、この内野健一さんの過労死への会社の対応を見ると、会社のメンツばかり先行し、遠回しな圧力はあっても遺族に対する誠意ある対応はしていません。過去にもあったように、多くは闇から闇へと、いつのまにか忘れられていくことにもなりかねません。こうした企業とそのトップが社会的責任云々と言うとき、それはお笑い話でしかありません。

この支援する会は、一民間企業の1人の過労死の認定を求める運動のみならず、内野健一さんが働いていた職場と同じように、ルールのない大企業職場で働く労働者への大きな励ましとメッセージになります。とともに、企業本位のこの社会の風穴を開けることにもなります。我が国の働くもののルールなき職場を、当たり前職場にしていく運動の契機となります。

特にトヨタ自動車の場合、今までも多くの過労死や労働災害の事例があったにもかかわらず、その中で本来的な解決を実現できたのは限られた事例しかありませんし、今回のような目に見える運動として取り組んだケースはありません。それは、事実が明らかになる前に、会社が芽を紡ぐがごとく、対応してきたからにほかなりません。

今回の場合、ご遺族の夫人の博子さん勇氣ある行動と決意によって支援する会が発足する運びとなりました。4月11日の結成総会では、労働組合関係者だけでなく、トヨタ自動車やトヨタ関連企業に勤務する労働者もたくさん参加しました。参加者は異口同音に、内野さんの出来事は1つ間違っていれば、人ごとではなく自分の問題になっていたかもしれないというものでした。それだけ、トヨタ関連企業の労働現場はすさまじいのだということです。

発足した、「内野さんの過労死認定を支援する会」は、内野さんの労災認定を実現するために、早急に広範な人々に訴えてトヨタの非道ぶりを明らかにするとともに、トヨタ自動車ならびにトヨタ関連労働者の心を揺さぶることも含めた運動をしていく必要があります。そのために、まず支援する会の会員の拡大とともに、今始めている労働基準監督局に向けた署名も集めていく必要があります。そのために、皆さんのご協力をお願いする次第です。会を支えるボランティアも大募集しています。

( さくらい・よしゆき／ 愛労連西三河ブロック協議会議長・当所所員 )

トヨタ・堤工場成形部重大災害・死亡事故が発生した。2直始業時から、30分ラインを止めてミーティングを実施した。最初に全員で1分間の黙祷を捧げた。グループリーダーが内容を説明した。組員が二つのグループに別れ、再発防止策、問題点等を小集団活動シートに記入した。資料が寄せられたので紹介する。

## 緊急ミーティング資料

### 1. 重大災害発生状況

- (1) 発生日時 平成16年5月12日 7:05分頃
- (2) 発生場所 堤工場 成形工場
- (3) 所 属 堤成形部保全係
- (4) 受傷者 Aさん(33歳) EX 経験:13年  
入社:H2、10、1(勤続13年7ヶ月)
- (5) 発生状況

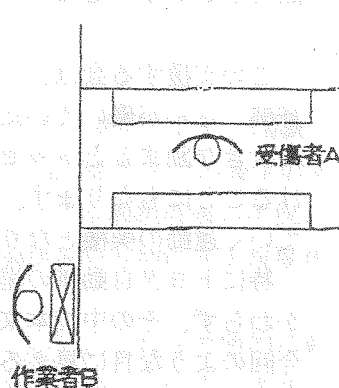
\*作業員Bは、製品のキズの原因を確認するため  
柵扉プラグを携帯し、柵扉に札掛けをして設備  
内に入った。

\*その後、処置に必要な道具をとり、プラグを携  
帯したまま詰め所に戻った。

\*一方、受傷者Aは、成形機のバリの多発異常連  
絡をうけたため、現地に向かい安全柵扉に札掛  
けをし、成形機内に入った。

\*作業員Bは、当該機に戻り柵扉プラグを戻し、  
柵扉にあった2枚の札を勘違いして取り外し、  
運転準備を入れ起動させたところ、成形機内に  
いた受傷者Aが挟まれた。

(同一エリア内において共同作業指揮体制に入っていない状態で発生)



### 2. ミーティングのポイント

次のルールの確認と守りにくいケースの洗い出しと対応について話合ってください。

#### ▼止めることの徹底 指揮者の指示無しや安全プラグの未携帯では機内に入らない

止まっている設備内に入る場合でも必ず自ら止める操作・止まったことの確認を行う

\*「止める」とは、「非常停止釐操作、残圧抜き、他人の誤操作防止の実施」

\*すでにプラグが抜かれ、札が掛かっている場合は、札掛け者の所在を確認し、声掛け等を実施する。連絡できない場合または、自らが止める措置ができない場合(別のプラグをもつ等)は、柵内に入らない。

#### ▼止まっている設備の起動時の安全確認・合図の徹底 起動する前には必ず加工点を確認する

止まっている設備の再起動・起動時や安全装置のリセット操作を行う前の安全確認と起動前の合図の実施状況。

堤工務部安全衛生推進G

| ( ) 内は全国   |         |        |        |        |        |         |         |        |        |    |         |
|------------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|----|---------|
|            | 01年度    | 02年度   | 03/1-3 | 4-6    | 7-9    | 10-12月  | 03/11   | 12     | 04/1   | 2月 |         |
| 百貨店売上高     | -1.6    | -1.4   | 0.2    | -1.5   | 2.4    | 1.3     | -0.4    | -0.1   | 4.0    |    |         |
| 家電量販店販売額   | (-0.5)  | (-2.1) | (-1.9) | (-3.3) | (-2.9) | (-2.3)  | (-4.1)  | (-3.0) | 4.0    |    | 4.3     |
| 新車販売台数(除軽) | 1.3     | -2.4   | -0.7   | -2.9   | -4.5   | -2.4    | -6.6    | -2.6   | 0.0    |    |         |
| 前年比(%)     | (-1.5)  | (-8.5) | (-2.3) | (-3.7) | (-1.5) | (0.7)   | (-1.4)  | (0.6)  | (2.5)  |    |         |
| 乗用車(除軽)    | -4.6    | 2.6    | 4.7    | -2.9   | -2.8   | -8.1    | -11.7   | -9.4   | 7.7    |    |         |
| 前年比(%)     | (-3.4)  | (1.5)  | (6.8)  | (-0.2) | (1.2)  | (-2.7)  | (-6.6)  | (-1.9) | (4.9)  |    |         |
| うち乗用車(除軽)  | [402]   | [405]  | [419]  | [394]  | [404]  | [393]   | [387]   | [386]  | [444]  |    |         |
| 前年比(%)     | -3.9    | 4.0    | 4.9    | -4.7   | -4.1   | -10.6   | -14.1   | -12.6  | 4.4    |    |         |
| 機械受注       | (-2.5)  | (2.6)  | (6.4)  | (-3.9) | (-4.2) | (-7.7)  | (-11.3) | (-6.5) | (1.1)  |    |         |
| 前年比(%)     | -22.6   | 11.9   | 38.6   | 20.4   | 12.0   | 18.4    | 31.9    | 12.7   | 22.7   |    |         |
| 新設住宅着工戸数   | (-12.6) | (-3.7) | (10.4) | (9.7)  | (5.2)  | (18.2)  | (13.4)  | (18.4) | (-3.0) |    |         |
| 前年比(%)     | 10.4    | 9.7    | 9.8    | 10.5   | 9.2    | 9.8     | 10.9    | 9.4    | 10.2   |    |         |
| 公共工事請負金額   | (117)   | (115)  | (115)  | (120)  | (112)  | (118)   | (113)   | (122)  | (125)  |    |         |
| 前年比(%)     | -9.3    | -0.2   | -14.0  | 9.3    | 9.3    | -26.4   | 8.4     | -28.7  | 8.9    |    | -3.4    |
| 輸出金額       | (-7.8)  | (-7.2) | (-3.1) | (-5.6) | (2.0)  | (-11.2) | (-7.7)  | (-5.4) | (-0.8) |    | (2.6)   |
| 前年比(%)     | 3.2     | 7.3    | 4.7    | 2.0    | 3.2    | 1.2     | -7.0    | 8.4    | 2.5    |    |         |
| 鉱工業生産      | (-6.6)  | (8.5)  | (5.1)  | (2.8)  | (7.1)  | (4.0)   | (-2.0)  | (8.5)  | (11.2) |    |         |
| 前年比(%)     | -5.4    | 5.7    | 0.5    | 1.2    | -0.3   | 6.6     | 0.2     | 2.0    | 2.9    |    |         |
| 大口電力使用量    | (-9.1)  | (2.8)  | (0.3)  | (-0.7) | (1.3)  | (3.7)   | (1.0)   | (-0.8) | (3.3)  |    |         |
| 前年比(%)     | -3.4    | 1.8    | 3.1    | 0.9    | -2.0   | -0.2    | 0.2     | 0.3    | 0.3    |    |         |
| 有効求人倍率     | (-4.0)  | (1.9)  | (4.2)  | (1.8)  | (-2.1) | (-0.4)  | (-0.2)  | (-0.5) | (0.4)  |    |         |
| 前年比(%)     |         |        |        |        |        |         | 1.15    | 1.24   | 1.24   |    |         |
| 国内企業物価     |         |        |        |        |        |         | (0.73)  | (0.77) | (0.77) |    |         |
| 前年比(%)     | (-2.4)  | (-1.6) | (-0.9) | (-1.0) | (-0.7) | (-0.4)  | (-0.5)  | (-0.1) | (0.0)  |    | (p 0.0) |
| 消費者物価      | -0.9    | -0.6   | -0.4   | -0.4   | -0.2   | -0.1    | 0.0     | -0.1   | -0.1   |    | 0.1     |
| 前年比(%)     | (-0.8)  | (-0.8) | (-0.7) | (-0.4) | (-0.1) | (0.0)   | (-0.1)  | (0.0)  | (-0.1) |    |         |

(注) 1. 格に所りのない限り、管内のデータは、愛知・岐阜・三重の3県・ベース

(注)

1. 特に削りのない限り、管内のデーターは、愛知・岐阜・三重の3県ベース。周年ベース。01年は名古屋市内4百貨店ベース。
2. 百貨店売上高、スーパー売上高、市内5百貨店、愛知・岐阜・三重の3県ベース。
3. 百貨店売上高の管内は、愛知・岐阜・三重の3県ベース。
4. 家電量販店の販売額は、愛知・岐阜・三重の3県ベース。
5. 家電販売店の管内は、愛知・岐阜・三重の3県ベース。
6. 卸売販売の管内は、愛知・岐阜・三重の3県ベース。
7. 輸出入受注の管内は、愛知・岐阜・三重の3県ベース。
8. 輸出入受注の管内は、愛知・岐阜・三重の3県ベース。
9. 輸出入受注の管内は、愛知・岐阜・三重の3県ベース。
10. 輸出入受注の管内は、愛知・岐阜・三重の3県ベース。
11. 輸出入受注の管内は、愛知・岐阜・三重の3県ベース。
12. 輸出入受注の管内は、愛知・岐阜・三重の3県ベース。

pは速報値、rは訂正改訂値。



## 研究所便り

### ☆2004年3月15日以降の主な活動日誌

〈3月〉16日志位和夫演説会（市民会館）19～26日森、後藤中国研究・雲南省 20日アメリカから見た日本国憲法9条（学習協講演会）イラク占領軍撤退を求める県民集会（久屋広場）21日自動車産業職場政策研究会 21～28日第8回日独セミナー・（プレーメン）24日労働会館入居者会議 27日第38回権利部会〈4月〉3日第5回所員会議 4日いのちくらしを守る県民集会（久屋広場）11日名古屋市政を考えるシンポ 17日第2回理事会・女性生活部会 18日自動車産業職場政策研究会 24日第2回労働者権利討論集会 28日第4回トヨタ調査委員会〈5月〉1日第75回メーデー 3日憲法記念市民のつどい 13日韓国起亚自動車一行訪所

### ☆今後の主な予定

〈5月〉16日憲法と平和を守る県民集会 19日自由法曹団との懇談会 20日労働法制愛知連絡会総会 23日第50回愛知母親大会 29日第39回労働者の権利部会・第6回所員会議予定 30日第30回東海自治体学校 5月30日から6月11日原水爆禁止国民平和大行進・愛知〈6月〉24日参院選告示（7/11投票）予定 7月11日参議院選挙投票〈7月〉17日第3回愛知労働問題研究所理事会 24日自治労連愛知県本部定期大会

☆ホームページで、研究会案内を続けています。<http://www.roren.net/romonken>

☆会員のみなさんでメールアドレスをお持ちの方は、ご連絡いただくと研究会の案内をさし上げます。研究所のアドレスが変わります。 [ai-romonken@roren.net](mailto:ai-romonken@roren.net)

☆新規会員のご紹介をよろしくお願いいたします。資料はこちらからお送りさせていただきます。

☆研究所寄贈・購入文献紹介 「さらば外務省」ありがとうございました。

☆所員のみなさまへ・第6回所員会議は5月29日（土）10～12時です。

☆理事・幹事の皆さまへ、第3回理事会は7月17日（土）14～17時です。

労働会館本館、東館は、4月から禁煙となりました。愛煙家は304号室内でご利用ください。室内は借家人の自己責任ですから灰皿持参をお願いします。

☆今回も112号特大号となりました。執筆いただきましたみなさまのご協力に感謝いたします。なお、会員の皆様からの積極的な投稿をお待ちしております。

\* 「所報」第112号（隔月刊） / 発行日2004年5月15日

\* 発行所・編集発行人 愛知労働問題研究所（略称：労問研）

\* 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館304号

\* TEL/FAX(052) 883-6978/883-6958 Eメール [ali@japan-net.ne.jp](mailto:ali@japan-net.ne.jp)

\* ホームページ <http://www.roren.net/romonken/>

\* 「所報」定価(1部)200円+送料90円 (1年)1200円+送料540円

\* 研究所会費(年) 個人6000円 団体1口・12000円 \*会員の購読料は会費に含む

\* 送金先：郵便振替00860-6-80604 愛知労働問題研究所/東海銀行金山・普通口座1368019

\* お願い：03年度会費未納の会員は、納入についてご協力下さい。新年度03年会費は11月と3月「所報」発送時にご請求いたしました。よろしく。

